

沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の17の項中「180円」を「160円」に、「220円」を「210円」に、「4円」を「3円」に、「90円」を「80円」に改める。

別表第3の13の項中「19,000円」を「17,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、容器検査又は再検査手数料及び充てん設備の変更許可申請手数料の額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。